

行為」とは、夫または妻の貞操義務(性的純潔を保つ義務)に反する行為です。民法で、裁判上の離婚の訴えを提起できる婚姻原因の一つとなる(民法770条1項1号)。民法709条(不法行為による侵害賠償)故意による又は過失によって、他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うと言う事になります。慰謝料<精神的損害に対する賠償金>とは、不貞行為に対する慰謝料①円満な夫婦関係が破綻したことによる精神的苦痛に対する慰謝料。②更にその不貞がばれたことによる離婚により配偶者としての地位を喪失する精神的苦痛に対する慰謝料という損害賠償を負います。共同不法行為について、求償権とは、共同不法行為者(浮気の当事者2人)の一方が自身の責任部分を超え慰謝料を払った場合、もう一方の共同不法行為者に自己の責任を超過する分を請求できる。共同不法行為者が負担する損害賠償債務は不真正連帯債務。不真正連帯債務においては、不真正連帯債務者一人に対する請求は他の連帯債務者の消滅時効は中断しない。消滅時効とは、権利を行使しない状態が一定期間継続することにより、その権利を消滅させる制度です。第727条の不法行為の時効とは、不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅します。

1. 被害者、又は、その法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。
2. 不法行為の時から二十年間行使しないとき。  
と言う規定があります。

(最高裁判例)「損害を知ったとき」とは、通常人なら不法行為成立の蓋然性を認識するであろうような事実を認識することを言う。「加害者を知ったとき」とは、加害者の事実の氏名及び住所を知ったとき。

(今回の最高裁の判例)

2月20日(水)新聞に“離婚慰謝料「請求できず」不倫相手に、最高裁初判断”との見出しに注目してみました。判決によると2010年に妻の不倫を認識しました。で、不倫した時の請求権は2015年に消滅しましたが、不倫相手に500万円の賠償をも求めました。2010年に不倫を認識、不倫相手の住所、名前等確認してから3年たって(時効ですから)不倫相手には請求できない。それでも、別の方向で、5年後に離婚したので、その離婚したと言う損害について慰謝料の請求を求めたと言う事でした。今回の最高裁はその離婚したと云う事だけの損害賠償の訴えは認めませんよ。言う判断を初めて出したと言う事の記事でした。あくまで不法行為は3年ということです。今の話は不倫相手に対しての損害賠償ですが、浮気をした夫婦間について請求はどうなるのでしょうか。夫の浮気が発覚したが、妻は子どもが小さいから我慢をしようと思い、5年が経ちました。忍耐したものの、この人とは一緒にやっていけないと離婚をしました。と言う事情があった場合この夫婦間で慰謝料請求はできるのでしょうか。時効になるのでしょうか。どちらだと思えますか?・・・先程言いました浮気相手には3年で時効。民法では、又規定がありまして、159条では夫婦間で

は夫婦の一方が他の婚姻の解消時効は完成しないということです。夫婦間の不法行為と言うのは、時効が完成しませんよ。と意規定になっています。なので、5年前を蒸し返して離婚慰謝料の請求はできるということです。基本的には、皆さんとは直接関係のない話ですけど、こんな話もありますよと参考にして頂ければと思います。

本日はご清聴ありがとうございました。